

幼児教育・保育の無償化について ～認可外保育施設等のみを利用される方へ～

1. 対象者と内容

下記の対象者のうち、保育の必要性の認定を受けた方は、認可外保育施設等の利用料が無料になります。

対象者（認可園在籍児は除く）	上限額
3～5歳児クラスのこども	月額 40,300円
0～2歳児クラスで非課税世帯のこども	月額 45,700円

【対象施設・事業】

下記の種類の施設のうち、市町村から子ども・子育て支援施設の確認を受けた施設に限られます。

対象施設は各市町村のホームページ等をご覧ください。

- 認可外保育施設（ベビーシッターを含む） ●一時預かり事業 ●病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【対象費用】

保育料のみが対象です。登録料、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は対象外です。

2. 利用の流れ

- ①福井市役所こども保育課にて、保育の必要性の認定を受けてください。
- ②福井市から届いた「認定通知書」を施設等に提示してください。
- ③施設等に利用料をお支払いください。
- ④施設等から発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を受け取ってください。
受け取った後は、請求受付期間まで大切に保管してください。
- ⑤福井市役所こども保育課にて、利用料請求の手続きをしてください。

3. 請求について

【請求に必要なもの】

- 認可外保育施設等が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼証明書」
- 振込口座が確認できるもの（請求者名義の通帳の写し）
- 施設等利用費等請求書※ ●施設等利用費等計算書※ ※こども保育課の窓口に設置しています。

【受付期間】

請求は四半期ごとに行ってください。

利用月	受付期間	振込予定日
4～6月	7月中	8月25日頃
7～9月	10月中	11月25日頃
10～12月	1月中	2月25日頃
1～3月	4月上旬	5月25日頃

【受付場所】

福井市役所 別館2階 こども保育課

※受付から振込まで時間がかかりますので、2週間ほど余裕を持ってお越しください。

【上限額を超えて利用した場合】

次の条件に該当する場合、上限額を超えた部分についても補助を受けることができます。

利用した施設・事業	条件		助成内容
認可外保育施設	・すみずみ子育てサポート事業を実施している施設であること ・一人あたり月70時間まで		【一時預かり(施設型)・送迎・生活支援】 ・1時間あたり650円を補助 ・18歳未満のこどもが2人以上いる世帯で、就学前の第2子以降の場合、または就学前の多胎児の場合、1時間あたり1,000円を補助 ・就学前の多胎児の場合、1時間あたり1,000円を補助 【一時預かり(訪問型)】 ・出生順位を問わず、1時間あたり1,500円を補助
一時預かり事業	いずれかに該当	①18歳未満のこどもが2人以上いる世帯で、就学前の第2子以降であること ②就学前の多胎児であること	無料
病児保育事業	いずれかに該当	①18歳未満のこどもが2人以上いる世帯で、就学前の第2子以降であること ②就学前の多胎児であること ③ひとり親家庭等医療費等受給世帯の児童であること ④児童扶養手当受給世帯の児童であること	無料

4. 認定内容の変更等について

就職、転職、住所変更などで認定内容に変更がある場合や、「認定通知書」の紛失・破損による再交付については、すみやかにこども保育課へ届出てください。

【問合せ先】

福井市役所 こども保育課
 住 所：福井市大手3丁目10番1号
 電 話：0776-20-5270
 メール：hoiku@city.fukui.lg.jp